

厚生労働大臣が定める掲示事項

北2病棟では、特定入院料の精神科急性期治療病棟入院料1を算定しています。

「当病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝8時45分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は 6人以内です。
- ・ 夕方17時～深夜0時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。
- ・ 深夜0時15分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

2025年5月1日現在

メンタルケア北2病棟

厚生労働大臣が定める揭示事項

南 3 病棟では、入院基本料の精神病棟入院基本料（1 5 対 1）を算定しています。

「当病棟では、1 日に 1 2 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝 8 時 4 5 分～夕方 1 7 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。
- ・ 夕方 1 7 時～深夜 0 時 1 5 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 9 人以内です。
- ・ 深夜 0 時 1 5 分～朝 8 時 4 5 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 9 人以内です。

2025 年 5 月 1 日現在

メンタルケア南 3 病棟

厚生労働大臣が定める揭示事項

北5病棟では、入院基本料の精神病棟入院基本料（15対1）を算定しています。

「当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝8時45分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は 8人以内です。
- ・ 夕方17時～深夜0時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・ 深夜0時15分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

2025年5月1日現在

メンタルケア北5病棟

厚生労働大臣が定める揭示事項

南 6 病棟では、入院基本料の精神病棟入院基本料（1 5 対 1）を算定しています。

「当病棟では、1 日に 1 2 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝 8 時 4 5 分～夕方 1 7 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。
- ・ 夕方 1 7 時～深夜 0 時 1 5 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 5 人以内です。
- ・ 深夜 0 時 1 5 分～朝 8 時 4 5 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 5 人以内です。

2025 年 5 月 1 日現在

メンタルケア南 6 病棟

厚生労働大臣が定める掲示事項

一般西病棟では、入院基本料の地域一般入院料 3 を算定しています。

「当病棟では、1 日に 1 5 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝 8 時 4 5 分～夕方 1 7 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。
- ・ 夕方 1 7 時～深夜 0 時 1 5 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 1 7 人以内です。
- ・ 深夜 0 時 1 5 分～朝 8 時 4 5 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 1 7 人以内です。

2025 年 5 月 1 日現在

一般西病棟